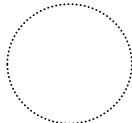


議決権行使書面

2026年 月 日

招集者兼社債発行会社
株式会社日新 御中

社債権者



住所：
氏名・商号：
代表者名：
預り証の番号：

(実印)

(代理人により当日ご出席の場合)

代理人住所：
代理人氏名：

※代理人により当日ご出席の場合は、委任状を必ずご持参ください。

2026年2月12日に開催される株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）(ISINコード：JP367440AQ82)（以下「本社債」といいます。）に係る社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、延期により延会又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案 社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額 _____円（保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○をご記載ください。）

賛・否

なお、不統一行使を行う場合は、上記の賛否には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面の「議決権の不統一行使の内容」をご記入ください。

裏面記載のとおり不統一行使を行う



＜議決権の不統一行使の内容＞

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

(不統一行使の内容の記載における注意事項)

- 表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入ください。○がない場合は、裏面の記載内容は全て無効とさせていただきます。
- 議案に対する賛否の議決権の額の合計額が議決権の額（保有する社債の元本総額）を下回った場合は、当該差額分は、不行使として取り扱うことといたします。

以 上

(留意事項)

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面をご持参ください。
- ※ 当日ご出席願えない場合は、この議決権行使書面に社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号、行使する議決権の額及び議決権行使の内容をご記入いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、履歴事項全部証明書（法人の場合）、印鑑証明書及び預り証の原本と併せて、2026年2月10日（火）午後3時（必着）までに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の宛先まで郵送にてご提出ください（もっとも、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載のとおり、議決権行使に先立つ86条証明書（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に規定する証明書。以下同じ。）のご提示を本書による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証に代えて、86条証明書（原本）及び「預り証発行依頼書」をご提出いただくことも可能です。但し、その場合には、86条証明書のご提示期限である2026年2月4日（水）（必着）までに郵送にてお送りください。）。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書を重ねてご提出いただく必要はございません。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。但し、議決権行使の内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取り扱うことといたします。
- ※ 各議案についての賛・否不統一行使の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ 表面「2. 行使する議決権の額」に記載されている議決権の額と本社債権者集会の開催日の保有金額（86条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱うことといたします。
- ※ 議決権の不統一行使を行う場合には、2026年2月8日（日）（必着）までに、別紙4「議決権の不統一行使について（通知）」を、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の必要書類と併せて、同通知記載の宛先まで、郵送にてご提出ください。